

## 公募型プロポーザルの公告

公募型プロポーザルにより業務委託者の選定を行いますので、次のとおり公告します。

令和7年6月24日

令和7年度緊急消防援助隊  
近畿ブロック合同訓練実行委員会  
委員長 尾崎 俊之

### 1 公募型プロポーザル公告に付する事項

#### (1) 委託業務名

令和7年度緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練事業

#### (2) 委託業務の内容等

令和7年10月25日(土)及び令和7年10月26日(日)に実施する令和7年度近畿府県合同防災訓練・緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練・奈良県防災総合訓練にかかる各訓練会場の整地・設営・原状復帰等の業務、各訓練施設の提案・設置に関する業務及び運営補助等業務などを行う。

#### (3) 委託期間

契約日から令和7年11月28日(金)まで

#### (4) 委託料上限額

48,000,000円

なお、消費税及び地方消費税を含むものとし、消費税及び地方消費税率は10%とする。

### 2 参加資格等

次に掲げる要件のすべてに該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続き開始の申立て中又は再生手続き中ではないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続き開始の申立て中又は更生手続き中でないこと。
- (4) 参加申込書の提出期限から企画提案書の提出期限までの期間において、奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (5) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程(平成7年12月奈良県告示第425号)第2条第1項各号のいずれにも該当しないこと。
- (6) 公告日から過去5年以内に国、都道府県又は政令指定都市(国、都道府県又は政令指定都市に事務局を設置した防災訓練の実行委員会等を含む。)から防災訓練又は防災訓練施設の設置等に関する業務を受注し、誠実に履行した実績を有している者であること。(契約期間終了

かつ業務完了済のものに限る。)

(7) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる。

イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる。

ウ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる。

カ 奈良県が発注する物品購入等の契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方がアからオのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められる。

キ 下請契約等に当たって、アからオのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）において、県が当該下請契約等の解除を求めたにも関わらず、これに従わなかったと認められる。

ク 奈良県が発注する物品購入等の契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を県に報告せず、又は警察に届け出なかったと認められる。

### 3 業務委託の選定方法

令和7年度緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練実行委員会は、令和7年度緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練事業の委託者を選定するにあたり、提案者を公募し、提案者に対して参加申込書、企画提案書の提出及びプレゼンテーションを求める。審査にあたっては、企画提案書関係書類の提出があった場合、その提出者数にかかわらず審査会を設置し、当該審査会の審査結果により、本業務の受託予定者を決定する。

### 4 公募型プロポーザル説明書等の交付場所及び交付期間等

本実施要領及び様式等については、ホームページからも取得可能とする。

#### (1) 交付場所

##### ア 直接交付

〒630-8501 奈良市登大路町30番地 奈良県庁本庁舎（主棟）2階  
令和7年度緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練実行委員会事務局  
（奈良県総務部知事公室消防救急課内）

電話：0742-27-8423

イ オンライン交付

奈良県消防救急課ホームページ参照

<https://www.pref.nara.jp/1625.htm>

(2) 交付期間

令和7年6月24日（火）から令和7年7月16日（水）まで

（ただし、直接交付は土曜日、日曜日及び祝祭日を除く、9時から17時まで）

（オンライン交付の資料は令和7年7月16日（水）23時59分までの掲載とする。）

(3) 交付資料

ア 公募型プロポーザル実施要領

イ 仕様書

ウ 様式1から様式12及び別添資料

エ 令和7年3月28日付け消防広第79号「令和7年度緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練実施上の重点推進事項及び留意事項について」通知

5 交付資料の提出期限

(1) 質問票 令和7年6月30日（月）17時受信分まで

(2) 参加申込書 令和7年7月8日（火）17時まで

(3) 企画提案書 令和7年7月16日（水）17時まで

6 契約の不締結

契約候補者が契約の締結までに以下の要件のいずれかに該当すると認められるときは、契約候補者と契約を締結しないものとする。

(1) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

(2) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 奈良県が発注する物品購入等の契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が(1)から(5)のいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

- (7) 下請契約等に当たって、(1)から(5)のいずれかに該当する者とその相手方としていた場合（(6)に該当する場合を除く。）において、県が当該下請契約等の解除を求めたにも関わらず、これに従わなかったとき。
- (8) 奈良県が発注する物品購入等の契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を県に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

## 7 契約の解除

契約締結後、契約の相手方が6のいずれかに該当すると認められる場合、企画提案書など提出書類に虚偽の記載が明らかとなった場合、正当な理由なく一定期間業務を履行しない場合は、契約を解除することがある。また、契約を解除した場合は、契約の相手方に損害賠償義務が生じる。

## 8 手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## 9 その他

詳細は、令和7年度緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練事業業務委託公募型プロポーザル実施要領による。

## 10 問い合わせ先

〒630-8501 奈良市登大路町30番地 奈良県庁本庁舎（主棟）2階  
令和7年度緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練実行委員会事務局  
（奈良県総務部知事公室消防救急課内）  
電話：0742-27-8423